

# 意見発表者4(会場①千葉県香取市)

## 意見の概要

予断なき検証という名分には程遠い中身の検討報告（案）について以下のような点を指摘したい。

【洪水調節の施策】利根川流域の治水の基礎となる河川整備計画が策定されていないため、国交省は「整備計画相当の目標流量」なるタームを恣意的に駆使してダムの有効性を強調した。公正な議論の場でこれを行わなかったのは河川法の求める理念と規定に反している。

【新規利水の施策】利水予定者の需給計画の見直しは必須の要件であったはずにもかかわらず、各利水予定者が需給計画の見直しを行った形跡はない。その前提に立てば“代替案はあり得ない”はずにもかかわらず、嘔然とするような代替案を提示した検討報告書の意義に疑問を表明せざるを得ない。

【目的別の総合評価】洪水調節、新規利水および流水機能の維持について対策案を抽出、対応した複数の評価軸にそって評価がなされた。検証要領細目によ

って評価の最大眼目は“維持管理費も含めた上で建設コストを最重視”とした。評価項目の個別中身は膨大なもので短期間の検証作業ではダム案に比して劣位の判定はむしろ当然。予断なき検証の本来の姿は、対策案としてゼロ・オプション（ダム建設を行わない）を含むべきであった。その前提として「整備計画相当の目標流量」、「利水予定者の水需給計画」の予断なき検証も行われるべきであった。

【費用対効果の検討】2010年10月、会計検査院がダム建設の費用対効果について問題点を指摘した。今回の検証はその指摘に適正に対応したものであったのか、質問を兼ねて提起しておきたい。

【総括的な意見】①検討書作成過程で国交省河川局長から日本学術会議会長宛てに「河川流出モデル・基本高水の検証に関する学術的評価について」依頼があり（2011年1月）、その結果は公表された（2011年9月）。その経過のなかで、学術会議は河川管理の指標となる流量推定の不確実性に触れ、より合理的な河川計画の手法確立、情報の共有、合意形成を図るために計画形成を要請している。その事実に十分な留意をお願いする。②八ヶ場ダムが建設されたとしても利根川の河川整備基本方針（2006）による限り、さらに追加のダム建設を想定しなければならないことを知った。これ以上のダム建設が事実上構想できないのであるならば、河川環境の実態に即した河川整備の基本方針について関係諸団体・機関・流域住民との議論を行うことを要請する。③ダム建設が止まつても環境破壊の爪痕を記した自然が残る。地域にとどまっている住民の皆さん的生活基盤再建のために、検討中の支援法案と併せて、「利根川・荒川水源地域対策基金」が使われることを求めたい。

このような公共事業が再度繰り返されないことを切に願う。

了